



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
12月1日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 監査委員公告

| | |
|-----------------------------|---|
| 監査の結果に関する報告の公表公告..... | 1 |
| 監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告..... | 7 |

監査委員公告

監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項および第10項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月1日

| | | |
|---------|----|----|
| 滋賀県監査委員 | 清水 | 鉄次 |
| 〃 | 奥 | 博 |
| 〃 | 村尾 | 慎哉 |
| 〃 | 河瀬 | 隆雄 |

滋賀県監査基準(令和2年滋賀県監査委員告示第5号)に準拠し監査を実施したので、その結果を下記のとおり報告する。

1 監査等の種類

地方自治法第199条第1項および第4項に規定する財務事務の執行および経営に係る事業の管理の監査(以下「財務監査(定期監査)」という。)ならびに同条第2項に規定する事務の執行に関する監査(以下「行政監査」という。)

2 監査等の対象

令和4年度の財務事務の執行および経営に係る事業の管理ならびにその他の事務の執行

3 監査等の着眼点

(1) 財務監査(定期監査)

財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

内部統制制度が導入されたことを踏まえ、リスクの高い項目について特定し、そのチェック体制や引継ぎ時の情報共有、未然防止の効果的な対策がとられているか。

(2) 行政監査

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか。

4 監査等の実施内容

あらかじめ監査対象機関等から監査調書等の提出を求め、関係職員からの説明聴取および帳簿、書類その他の記録の照合により行った。また必要に応じて書面による監査を行った。

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査実施対象機関名および監査実施年月日

| 監査実施対象機関名 | 監査実施年月日 |
|---|---|
| 知事公室 秘書課 広報課 防災危機管理局 | 令和5年8月28日 令和5年7月11日 令和5年8月1日 |
| 総合企画部 企画調整課 東京本部 国際課 県民活動生活課 消費生活センター 公文書館 CO ₂ ネットゼロ推進課 人権施策推進課 DX推進課 統計課 | 令和5年8月28日 令和5年6月30日 令和5年7月21日 令和5年8月3日 令和5年6月30日 令和5年8月3日 令和5年8月1日 令和5年8月28日 令和5年7月27日 令和5年7月11日 |
| 総務部 総務課 私学・県立大学振興課 人事課 行政経営推進課 総務事務・厚生課 財政課 税政課 西部県税事務所 南部県税事務所 中部県税事務所 東北部県税事務所 自動車税事務所 市町振興課 びわこボートレース局 | 令和5年8月28日 令和5年7月28日 令和5年8月22日 令和5年8月22日 令和5年8月1日 令和5年8月23日 令和5年7月31日 令和5年6月30日・7月13日 令和5年6月2日・7月13日 令和5年6月30日・7月13日 令和5年5月30日・7月13日 令和5年6月2日・7月13日 令和5年7月25日 令和5年7月20日 |
| 文化スポーツ部 文化芸術振興課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 琵琶湖文化館 スポーツ課 国スポ・障スポ大会局 | 令和5年8月4日 令和5年8月28日 令和5年8月28日 令和5年8月28日 令和5年7月13日 令和5年7月26日 |
| 琵琶湖環境部 環境政策課 南部環境事務所 甲賀環境事務所 東近江環境事務所 湖東環境事務所 湖北環境事務所 高島環境事務所 | 令和5年8月3日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年6月30日 令和5年5月30日 令和5年6月16日 |

| | |
|----------------|-----------------|
| 琵琶湖保全再生課 | 令和5年8月28日 |
| 循環社会推進課 | 令和5年7月21日 |
| 下水道課 | 令和5年7月24日 |
| 南部流域下水道事務所 | 令和5年7月24日 |
| 北部流域下水道事務所 | 令和5年7月24日 |
| 森林政策課 | 令和5年8月3日 |
| 西部・南部森林整備事務所 | 令和5年6月30日 |
| 甲賀森林整備事務所 | 令和5年5月25日 |
| 中部森林整備事務所 | 令和5年6月30日 |
| 湖北森林整備事務所 | 令和5年6月30日 |
| びわ湖材流通推進課 | 令和5年8月3日 |
| 森林保全課 | 令和5年8月3日 |
| 自然環境保全課 | 令和5年8月28日 |
| 健康医療福祉部 | |
| 健康福祉政策課 | 令和5年7月18日 |
| 南部健康福祉事務所 | 令和5年6月30日・7月13日 |
| 甲賀健康福祉事務所 | 令和5年6月30日・7月13日 |
| 東近江健康福祉事務所 | 令和5年6月30日・7月13日 |
| 湖東健康福祉事務所 | 令和5年5月29日・7月13日 |
| 湖北健康福祉事務所 | 令和5年5月29日・7月13日 |
| 高島健康福祉事務所 | 令和5年6月30日・7月13日 |
| 医療政策課 | 令和5年8月28日 |
| 健康危機管理課 | 令和5年8月4日 |
| 健康寿命推進課 | 令和5年7月21日 |
| 医療福祉推進課 | 令和5年8月28日 |
| 障害福祉課 | 令和5年8月2日 |
| 薬務課 | 令和5年7月20日 |
| 生活衛生課 | 令和5年7月25日 |
| 医療保険課 | 令和5年7月27日 |
| 子ども・青少年局 | 令和5年8月28日 |
| 商工観光労働部 | |
| 商工政策課 | 令和5年8月2日 |
| 中小企業支援課 | 令和5年8月28日 |
| モノづくり振興課 | 令和5年7月11日 |
| 労働雇用政策課 | 令和5年7月18日 |
| 女性活躍推進課 | 令和5年8月28日 |
| 観光振興局 | 令和5年7月28日 |
| ここ滋賀 | 令和5年6月30日 |
| 農政水産部 | |
| 農政課 | 令和5年7月26日 |
| 大津・南部農業農村振興事務所 | 令和5年6月2日 |
| 甲賀農業農村振興事務所 | 令和5年6月30日 |
| 東近江農業農村振興事務所 | 令和5年5月25日 |
| 湖東農業農村振興事務所 | 令和5年6月30日 |
| 湖北農業農村振興事務所 | 令和5年6月30日 |
| 高島農業農村振興事務所 | 令和5年6月30日 |
| みらいの農業振興課 | 令和5年8月28日 |

| | |
|-------------|-----------|
| 畜産課 | 令和5年7月27日 |
| 水産課 | 令和5年7月20日 |
| 耕地課 | 令和5年7月24日 |
| 農村振興課 | 令和5年7月24日 |
| 土木交通部 | |
| 監理課 | 令和5年8月28日 |
| 大津土木事務所 | 令和5年6月16日 |
| 南部土木事務所 | 令和5年6月13日 |
| 甲賀土木事務所 | 令和5年6月30日 |
| 東近江土木事務所 | 令和5年6月13日 |
| 湖東土木事務所 | 令和5年6月30日 |
| 長浜土木事務所 | 令和5年6月30日 |
| 高島土木事務所 | 令和5年6月16日 |
| 技術管理課 | 令和5年8月28日 |
| 交通戦略課 | 令和5年7月11日 |
| 道路整備課 | 令和5年8月3日 |
| 道路保全課 | 令和5年8月3日 |
| 交通事故相談所 | 令和5年8月3日 |
| 砂防課 | 令和5年8月28日 |
| 都市計画課 | 令和5年7月25日 |
| 住宅課 | 令和5年7月28日 |
| 建築課 | 令和5年7月28日 |
| 流域政策局 | 令和5年8月28日 |
| 北川水源地域振興事務所 | 令和5年6月16日 |
| 会計管理局 | 令和5年7月31日 |
| 企業庁 | 令和5年7月24日 |
| 病院事業庁 | |
| 経営管理課 | 令和5年7月19日 |
| 総合病院 | 令和5年7月19日 |
| 小児保健医療センター | 令和5年7月19日 |
| 精神医療センター | 令和5年7月18日 |
| 議会事務局 | 令和5年8月2日 |
| 教育委員会事務局 | |
| 教育総務課 | 令和5年8月1日 |
| 教職員課 | 令和5年8月28日 |
| 高校教育課 | 令和5年7月13日 |
| 幼小中教育課 | 令和5年7月20日 |
| 特別支援教育課 | 令和5年8月2日 |
| 人権教育課 | 令和5年8月28日 |
| 生涯学習課 | 令和5年7月25日 |
| 保健体育課 | 令和5年7月27日 |
| 選挙管理委員会事務局 | 令和5年7月25日 |

| | |
|-----------------|-----------|
| 人事委員会事務局 | 令和5年8月28日 |
| 監査委員事務局 | 令和5年7月21日 |
| 労働委員会事務局 | 令和5年7月28日 |
| 警察本部 | 令和5年8月7日 |
| 収用委員会事務局 | 令和5年8月3日 |
| 琵琶湖海区漁業調整委員会事務局 | 令和5年7月20日 |
| 内水面漁場管理委員会事務局 | 令和5年7月20日 |

注1 令和5年6月30日、7月13日および8月28日の監査実施は書面監査による。

注2 なお、総務部長の職務に係る事項の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、河瀬隆雄監査委員を除外した。

5 監査結果

1から4までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていることが認められた。

なお、一部において次のとおり是正または改善すべき事項が認められたので指摘する。

(1) 文化スポーツ部スポーツ課

令和4年度に県が取得し、指定管理者に使用させている県有物品について、物品管理台帳への登録手続が行われていない事例や、基本協定書等に定めがない事例が多数認められた。

については、指定管理施設における県有物品について、管理状況の全体像を早急に把握し、必要な登録手続等を行うとともに、今後は指定管理者との連携をより密にし、適切な物品管理を徹底されたい。

(2) 健康医療福祉部子ども・青少年局

児童扶養手当に係る振込資金について、金融機関から返還の必要が生じたため、資金前渡職員口座で受け入れた後、速やかに行うべき戻入手続を怠ったことにより、会計年度を超えて長期にわたり口座に保管されている事例が認められた。

さらに当該資金を目的外の会場使用料として流用し、支出されている事例が認められたため、今後は公金の管理・執行に厳正を期されたい。

6 意見

監査の結果、組織および運営の合理化に資するため、検討または改善を要する事項として次のとおり意見を付す。

(1) ミシガン州立大学連合日本センター設置の長期的効果について（総合企画部国際課）

ミシガン州立大学連合日本センター（以下「センター」という。）は、「日米両国、特に滋賀県とミシガン州のさらなる友好関係に寄与する」「双方の人々が共に学習・研究する場を通じて、語学、文化、習慣などについて相互の理解と認識を深める」「広く地域に開かれた国際教育交流の拠点とする」ことを目的に、留学生向け日本語プログラム、地域の方向けに英語プログラム、留学生と地域の方々との交流に取り組んでいる。

センターは、県から委託を受けた公益財団法人滋賀県国際協会が運営しており、県は毎年年間4千万円前後の費用負担をしている。併せて、施設の老朽化に伴い、今後、更なる県の負担増加が危惧されるところである。

こうした中、今年度、本県とミシガン州との友好姉妹都市提携55周年を迎え、9月には、ミシガン州知事等関係者が、本県知事を訪問された。

今後においても、本県とミシガン州の国際友好・親善を深めていく上で、センターは重要な役割を果たすものと考えられるが、そのためには、センターの設置目的に沿って、どのような成果がありその役割を果たしてきた

のか、また、いかにして県民の福祉の向上に貢献してきたのか、さらに、センターに投資した財源に見合うだけの成果を上げているのかなど、これまでの投資に係る総括・検証を行い、その結果を県民に明らかにする必要があるが、これまで総括・検証は行われていない。

については、55周年を契機に、こうした総括・検証を早急に実施するとともに、これまでの成果・反省点等を踏まえて、今後、県として施設老朽化対応等の財政的負担も含めてセンター運営をどのように行っていくのか、単年度ベースのみならず、中長期的な視点も踏まえて、不断の検証・見直しを行われたい。

(2) CO₂ネットゼロ社会づくり推進基金事業について（総合企画部CO₂ネットゼロ推進課、土木交通部建築課）

県では、2050年のCO₂ネットゼロ社会の実現を目指し、CO₂ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、原資積立額15億円のCO₂ネットゼロ社会づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置し、令和4年度から令和7年度の4年間を想定期間として、「各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策」「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」「CO₂ネットゼロに向けた県庁率先行動」等の事業に取り組んでいるが、令和4年度における基金の活用実績は、7部局21事業の約1億円にとどまっている。

活用実績が伸び悩んだ要因として、「令和4年度より基金を活用して新規に開始を予定していた複数の事業について、国の交付金に振り替えることが可能となり、その結果、基金の充当額が減少したこと」などが考えられるが、急速に進行する地球温暖化により豪雨や猛暑へのリスクが高まるなど、その状況がますます厳しさを増している中、こうした気象変動への対応について、スピード感を持って、様々な施策をより積極的に推進すべきである。

については、これまでの活用実績等に係る検証を行い、例えば、更なる活用促進を図るため、補助率の見直しや事業者や家庭等のニーズを十分に把握し、実態に沿った使い勝手のよい魅力ある事業を検討されるなど、創意工夫を凝らした事業展開を図られたい。

また、CO₂ネットゼロ社会の実現に向けて、まずは県が率先して、県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるための取組を推進することが求められている。加えて、昨今の電気代の高騰に鑑み、県有施設における電気使用料の増加が懸念されることから、自家発電・自家消費による経費削減の観点からも、県有施設における太陽光発電パネルや照明のLED化に係る現状や設置の可能性などを早急に把握し、更なる設置・導入促進に努められたい。

併せて、施設の営繕工事におけるCO₂排出量削減に資する仕様の付加等にもより一層努められたい。

さらに、基金事業の枠組みの一つである「将来のCO₂ネットゼロ社会を見据えた施策」において、「新たな産業の創出や、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくり」などの事業に取り組むとされていることから、既存事業の枠に捉われず、太陽熱や小水力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大など、事業者・家庭・市町をさらに巻き込んで、CO₂ネットゼロ社会づくりの実現に向けて取り組まれたい。

(3) 国スポ・障スポ大会の開催による県の活性化について（文化スポーツ部スポーツ課、国スポ・障スポ大会局）

県は、令和7年の第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の開催を目指して準備を行ってきたが、大会開催まで2年を切ったにもかかわらず、大会の認知度は、令和4年度目標値55%に対して、実績値は46.2%と目標に達していない。残された期間で、県民総参加の大会とするため、より多くの方々に大会の開催を知っていただくことが重要である。そのためには、同時期に開催予定の大阪・関西万博との連携など、スポーツ分野のみならず、観光を含めた幅広い分野を俯瞰した上で、効果的・効率的に広報啓発活動等を実施する必要がある。

また、大会の開催・運営を成功裏に終わらせることはもとより、多額の経費を要した施設を、いかに県有財産として有効に活用し、大会のレガシーを引き継ぎ、次世代に継承していくのかという視点も非常に重要である。県では、この「スポーツの祭典」を通じて、滋賀の新たな時代の創造につながるレガシーを創出し、次世代に継承していくため、「2025滋賀レガシー」として、「大会終了後の7つの滋賀の姿」を示し、実現することとしている。

については、大会を成功に導くための県の意気込みや「2025滋賀レガシー」実現のための具体的な施策や取組等を県民に分かりやすく示されるとともに、シンボルスポーツの創出や未来の滋賀のスポーツを担う人材育成など、スポーツ熱の更なる高揚やスポーツを通じた本県の活性化に取り組まれたい。

併せて、大会終了後には、事業効果の検証・総括を行うとともに、各施設の維持管理費用など、多額の経費負担が想定されることから、中長期的な視点で歳入・歳出のバランスを図り、計画的な施設運営に努められるとともに、広く県民に利用され住民の福祉の増進に資する施設の在り方を検討し、その活用に取り組まれたい。

(4) 環境こだわり農業の推進について(農政水産部みらいの農業振興課、各農業農村振興事務所)

本県の環境保全型農業直接支払交付金の耕地面積に占める取組面積率は日本一であり、平成30年度の制度見直しによる複数取組の廃止や国際水準GAPの要件化等に伴い、減少傾向にあるものの、微減にとどまっている。

しかし、農業農村振興事務所の定期監査において、環境こだわり農業による水稲や大豆の作付面積が減少傾向にある実態がうかがえた。米の需要減少等により主食用米の作付けが減少傾向という背景もあるが、環境こだわり農業、とりわけオーガニック農業は、栽培に手間がかかり、生産コストも高くなる一方で、それに見合った販売価格となっていないことも、担い手の高齢化により、後継者となる若い世代の農業者や大手農業法人などが、環境こだわり農業に取り組むことを躊躇される要因の一つではないかと考えられる。

こうした状況を改善するためには、農業者の方々の手間や苦労が正当に評価され、環境こだわり農産物等が、市場において高値で取引されることにより、農業所得の増加につながる仕組みを構築することが、今後も高齢化の進行が予測され、後継者の育成が喫緊の課題である本県農業の現状に鑑み、非常に重要な視点である。

また、そうした仕組みの構築に当たって、生産者である農業者の視点のみならず、高値であっても、食の安全・安心や琵琶湖をはじめとする環境保全など全ての観点から、消費者自身が環境こだわり農産物等に魅力・幸福感を感じ、購入に至る動機付けが必要である。

については、環境こだわり農産物等のブランド力・認知度の向上による更なる販路開拓や流通拡大などにより、安定した農業経営を成立させるために、環境こだわり農産物等を購入する消費者にインセンティブを付与する等、関係部局が連携し、より実効性のある取組を検討・実践され、環境保全型農業先進県として、県内外に本県の環境こだわり農産物等の魅力を発信されたい。

(5) 一般会計からの繰入金について(病院事業庁経営管理課)

公立病院は地方公営企業として独立採算の原則により運営されているが、その一方で、本来、県が担うべき不採算医療や高度・先進医療等については、一般会計において負担するものとされている。

令和4年度決算においては、病院事業への一般会計からの繰入金は、高度医療機器の運営経費と小児病院運営経費の追加などにより前年度に比べて約7億6千8百万円の大幅な増額であった。総合病院では、高度医療を提供するため、いち早く高額医療機器の整備に取り組んでいる。

公立病院は、公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を継続的に担っていくことが求められている。このため、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」では、病院事業庁が策定する経営強化プランにおいて、公立病院が果たすべき役割・機能に対応する形で、一般会計が負担すべき経費の範囲についての考え方およびその算定基準(繰出基準)を記載することとされている。

現在、病院事業庁では令和4年3月に策定された第五次滋賀県立病院中期計画を前述の国の「ガイドライン」に基づく経営強化プランとするため、必要な改定を進められている。

については、病院事業への一般会計からの繰入金について、ガイドラインで求められている経費の範囲の考え方とその算定基準(繰出基準)など一般会計で負担する必要性を県民に分かりやすく説明し、県民の理解が得られる経営強化プランを策定し、持続可能な県立病院経営となるよう中期計画の改定作業を進められたい。

併せて、今後の施設・設備の整備に当たっては、費用対効果の観点から、適切な設備投資に努められたい。

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、教育長から監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定により当該措置の内容を次のとおり公表する。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対し、知事等から講じた措置の内容の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 滋賀県監査委員 | 清 | 水 | 鉄 | 次 |
| 〃 | 奥 | | | 博 |
| 〃 | 村 | 尾 | 愼 | 哉 |
| 〃 | 河 | 瀬 | 隆 | 雄 |

監査の結果に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

| | |
|-----------|--------|
| 監査実施対象機関名 | 野洲養護学校 |
|-----------|--------|

| | |
|---------------------|--|
| 監査実施年月日 | 令和5年1月30日 |
| 監査結果報告年月日 | 令和5年3月24日 |
| 監査の結果 | <p>物品の管理において、現物を確認できない物品が認められ、また、昨年度の財務監査(定期監査)において現物を確認できなかった物品について、その後の手続の進捗管理を怠り、処分手続が完了していなかった。さらに、取得した物品の登録手続がされていない事例が認められた。今後は、必要な手続を確実に行うとともに、定期的に現物の確認を行うなど、適切な物品管理を徹底されたい。</p> |
| 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容 | <p>指摘があった物品について、処分および登録手続を行った。</p> <p>現在、台帳登録内容に基づく棚卸しを行っており、順次台帳の整理をしている。</p> <p>今後、物品の取得・処分時の台帳登録が適時に行われるよう、支出命令の起案に備品登録番号を記載するとともに、処分時には台帳と突合を徹底するなど、台帳との整合性を複数名で確認し、管理を徹底する。</p> |

監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に基づき講じた措置の内容の通知に係る事項

| | |
|---------------------|--|
| 監査結果報告年月日 | 令和5年3月24日 |
| 監査の意見 | <p>(i) より多くの来館者を迎えるために(文化スポーツ部文化芸術振興課、美術館)</p> <p>美術館は、約4年間にわたる老朽化対策工事等のための閉館を経て、「かわる、かかわるミュージアム」をコンセプトに、「滋賀の美」魅力発信や「より居心地よく美術館での時間」を楽しんでいただくための様々な工夫を凝らして、令和3年6月に再開館したところであり、再開館後の目標値等を示した滋賀県立美術館文化観光拠点計画に基づく、着実な取組の推進が求められる。</p> <p>美術館では、ファンやリピーターの獲得を目指すための取組として、再開館に際して、メンバーシップ制度である滋賀県美メンバーズを開始したが、会員数は、令和4年3月末時点の1,144人から、10月末現在では863人にまで減少していることから、同制度が来館者を引き寄せる重要なツールであることに鑑み、減少の要因等を分析し、有益に活用するための手立てを検討し、会員数の増加につなげる必要がある。</p> <p>また、美術館では、日本画・郷土ゆかりの美術や現代美術に加え、平成28年から収集を開始したアール・ブリュット作品など、独自性の高いコレクションを収蔵しているものの、展示面積に制約があること等の理由により、貴重な財産である収蔵品が十分に活用されていない状況にある。</p> <p>こうした状況の中、今後、美術館がより多くの来館者を迎えるには、まずは、美術館の良さをより多くの方々に知っていただき、ファンの裾野を広げるとともに、リピーターとして繰り返し来館していただくための仕掛けづくりが必要と考えられる。</p> <p>については、アンケート調査等を通じて来館者等のニーズを丁寧に拾い上げ、取組に反映するとともに、国等の外部資金の獲得に努めつつ、収蔵品を有効活用して、美術館の魅力を県内外に効果的に発信するなど、館長をはじめ職員が一丸となって工夫を凝らして、新たな観客層の開拓やより多くのリピーター客の来館を推進することにより、美術館の魅力の発信に努められたい。</p> |
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | <p>(文化スポーツ部文化芸術振興課、美術館)</p> <p>滋賀県美メンバーズ(年間観覧券)の会員数の減少については、制度そのものの周知と、会員になることのメリットの認知が不十分であることが原因と考えられることから、来館者に対するチケットカウンターでの案内の声掛けや、メンバー向けの展覧会関連イベントの開催などに取り組んだ。その結果、令和5年8月末時点では会員数1,002人となったところであるが、メンバーズ会員は当館のリピーター確保の観点で大変重要であることから、今後更なる会員数の増加に努めていきたい。</p> <p>美術館の良さを知っていただきファンの裾野を広げ、リピーターとして繰り返し来館してもらうことを促すという観点で、アンケート等を通じて来館者層やニーズの把握・分析を行い、その結果を踏まえて、滋賀にゆかりの作家や、写真をテーマとした展示などコレクションに関する様々なテーマの企画展や常設展を開催している。</p> <p>また、本県出身である写真家の展覧会の開催に合わせて、美術館と撮影の舞台となった社会福祉施設等のゆかりの地を結び、それぞれを一体で体験することで新たな発見をしていただくツアーの実施や、今後のインバウンド需要に対応するため、英訳した常設展の展示解説パネルの設置など、更なる利用者層の開拓を行っており、今後も引き続き美術館の魅力の発信に努めていく。</p> |

| | |
|-----------|-----------|
| 監査結果報告年月日 | 令和5年3月24日 |
|-----------|-----------|

| | |
|-------|--|
| 監査の意見 | |
|-------|--|

(2) 県立学校におけるICTを活用した学習活動の推進について(教育委員会事務局教育総務課、高校教育課、特別支援教育課)

各県立学校では、令和4年度の入学生からタブレット端末等を活用したBYODによる生徒1人1台端末を活用した授業を実施している。

教育委員会事務局においては、各校における当該授業の円滑な実施に向けて、貸出用タブレット端末の整備をはじめとするICTの環境整備に取り組んでいる。

一方、今回の定期監査を通して、学校現場において、生徒が一斉にアプリを使用した場合に、ネットワーク接続に支障が生じる事例や、特別教室、体育館等で利用できない事例などが確認された。

今後、1人1台端末の活用が段階的に全学年に拡大されるとともに、校内の様々な場所での活用が想定されることから、これに応じたネットワーク環境の整備が一層求められる。

については、ICTを活用した学習活動の円滑な実施や更なる充実に資するため、各学校における利用状況や課題を適時に確認し、必要な対策を講じられたい。

また、家庭での通信環境が整っていない生徒に貸し出すための貸出用モバイルルータを、各県立学校に10台ずつ配付したが、今回の定期監査を通じて、管理状況を確認したところ、いずれの学校においても、貸出台数は0台であった。

については、家庭学習のためにルータを活用する必要性や使用促進に留意しつつ、学校現場におけるその他の場面での有効な活用方策についても、早急に検討されたい。

| | |
|---------------------|--|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | |
|---------------------|--|

(教育委員会事務局教育総務課、高校教育課、特別支援教育課)

各学校の通信状況は常時監視しており、通信状況や課題に応じ、無線アクセスポイントの増設や学校用モバイルルータの配置により、学校のネットワーク環境の改善を図った。

貸出用モバイルルータについては、GIGAスクール構想に基づく文部科学省の事業を活用して整備したが、本県も含めた全国的な状況として、多くの家庭で通信環境が整っており貸出の需要がなく、併せて、家庭用として用途が制限されていたため、学校現場において有効に活用することができなかった。

こうした状況に鑑み、令和4年9月に文部科学省が貸出用モバイルルータの校内での積極活用を明確に示したため、無線アクセスポイントが整備されていない農業高校の農場や総合学科の選択教室などで貸出用モバイルルータを活用できるよう、データ通信SIMを追加で配備し、学校のネットワーク環境の改善を図っている。

今後も各学校の通信状況の常時監視や学校訪問により、各学校の利用状況や課題を適時に把握し、ICT環境の改善に努めていく。

| | |
|-----------|-----------|
| 監査結果報告年月日 | 令和5年3月24日 |
|-----------|-----------|

| | |
|-------|--|
| 監査の意見 | |
|-------|--|

(3) 国の交付金で導入された高額機器等の活用について(教育委員会事務局教育総務課、高校教育課、瀬田工業高等学校)

本県の工業高等学校においては、かねてから施設・設備の充実、老朽化した機器の更新等が課題となっていたが、国の令和2年度補正予算において「スマート専門高校」の実現のためデジタル化対応装置の環境整備を図る学校施設環境改善交付金により、瀬田工業高等学校では全体で5億円を超える費用を投じ、高額な機器等が導入された。

5軸マシニングセンタや金属造形3Dプリンタ等、生徒が社会の最先端の技術、機器等について学び、実習を行う体験をすることは大変有益であり、機器導入の効果を最大限発揮するためにも、大学や企業との連携により、実際に機器等を使いこなす人材の支援や教員の研修機会の確保を図ることが望まれる。

また、他の工業高等学校や総合学科工業系列等の生徒にも、学ぶ機会の共有ができる環境を整え、県全体の工業教育のレベルアップにつなげていくことも大切である。

一方、これら機器は、実習材料費が高額で予算措置が十分でなく、生徒の実習にも一定の制約があるとのことである。せっかく導入した機器について、使用する材料費やメンテナンス費用が確保され、安全かつ適切に活用されるよう、ランニングコストを含めた計画的な教育環境の整備に努められたい。

| | |
|---------------------|--|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 | |
|---------------------|--|

(教育委員会事務局教育総務課、高校教育課、瀬田工業高等学校)

教員の研修機会の確保等について、企業や職業訓練施設などと連携し、これらの主体が行う各種研修会に教員が参加しインストラクターから直接指導を受ける機会を設けるとともに、研修会等への参加による効果が他の教員に波及するよう、研修会等の内容を共有する講習を校内で行った。

また、導入された高額機器等による学びの機会を他の県立学校と共有することについては、その可能性や効果について、各校と継続的に協議を進めることとした。

さらに、実習材料費、メンテナンス費用等について、瀬田工業高等学校が作成した具体的な実習計画案で示された費用等のうち、必要と判断されたメンテナンス費用を、令和5年度に予算措置することとした。実習材料費等その他の費用についても検討を進め、必要な費用について、予算を確保していくよう努める。

引き続きこれらの取組を行うことにより、高額な機器等が安全かつ適正に活用される教育環境を計画的に整備していく。

| | |
|-----------|-----------|
| 監査結果報告年月日 | 令和5年3月24日 |
|-----------|-----------|

| |
|-------|
| 監査の意見 |
|-------|

(4) 産業教育を支える教員の確保について(教育委員会事務局教職員課、高校教育課、瀬田工業高等学校、彦根工業高等学校、八幡工業高等学校)

近年、技術革新や社会構造が急激に変化する一方で、人口減少や少子化による将来の産業の担い手不足は大きな課題である。

こうした社会の変化に対応し、地域産業の維持・発展に貢献できる専門的な知識と技術を持った職業人材を育成する工業高等学校への期待は一層高まっている。

一方で、工業科教員の確保は全国的な課題となっており、「工業」の教員免許を取得する大学生が減少傾向にあることや教員の働き方に対するイメージの悪化と相まって、将来の教員の人材不足、担い手不足が懸念されるところである。

現在、卒業生が大学等を経て、将来教員として戻ってくるといった自前で人材を確保する取組をされている工業高等学校もあるが、個別の声かけや依頼にとどまっており、教員確保に向けた組織的、継続的な検討や協議はなされていない。

また、滋賀県産業教育審議会が令和3年8月に答申した「これからの産業教育の在り方について」においては、外部人材の積極的な活用とともに、こうした自前の取組を支えるための進学希望者への進路指導の体制づくりが必要とされているが、その後具体的な検討は進んでいない。

については、5年後、10年後を見据えた安定的な教員確保に向けて、先端技術を扱う企業や大学と連携した教員のスキルアップ、地域づくりへの貢献など仕事の魅力を高める方策や、人材確保につながる制度の見直し、資格免許の在り方などについて、県教育委員会や工業高等学校の各関係者、学識者による協議の場を設け検討するなど、一步踏み込んだ取組を期待したい。

| |
|---------------------|
| 当該監査の意見に基づき講じた措置の内容 |
|---------------------|

(教育委員会事務局教職員課、高校教育課)

令和5年5月、および9月に免許を有して教職に就いていない潜在教員を対象に、教職の魅力の発信や学校で働く不安の解消を目的とした「教員へのファーストステップセミナー」を米原と大津で計4回実施し、工業の免許を有している参加者には、工業高等学校等で働くための道程を説明した。

10月には県内の大学において、工業の教職課程を受講している学生を対象に工業科教員の魅力や仕事について理解をしてもらうため説明会を実施した。

また、教員採用選考試験では、広く受験者を募るため、令和5年度実施の教員採用選考試験から出願資格の年齢の上限を59歳まで引き上げた。

各工業高等学校の取組としては、令和3年度から5年度の文部科学省の研究指定事業(マイスター・ハイスクール事業)において、彦根工業高等学校に、第一線で活躍する企業人、技術者を教員として迎え、民間人材の活用を図っており、令和6年度以降も本事業を継続していく。

12月には、瀬田工業高等学校で教員を目指す高校生や教員の仕事に興味を持つ高校生に対し、卒業生で教員をしている先輩と座談会を実施する。また、他の工業高等学校においても学校説明会等の機会を通じて、工業高等学校を卒業後に将来教員を目指す選択について、中学生に伝えていく予定である。

人材育成においては、地域や地域の企業と連携しながら取り組む中で、県教育委員会や工業高等学校の関係者、学識者等による協議の場を設けている。

また、各工業高等学校において、地域づくりへの貢献など仕事の魅力を高める方策について意見交換の場(コーディネート委員会等)を定期的に設けているところである。

(瀬田工業高等学校、彦根工業高等学校、八幡工業高等学校)

県内企業や職業訓練施設などと連携し、シーケンス作業や3次元CAD、産業用ロボット等の研修会に教員が参加し、インストラクターから直接指導を受けることでスキルアップを図った。

さらに、彦根工業高校では、教員確保に向けた検討・協議および進学希望者への進路指導の体制づくりとして、マイスター・ハイスクール事業の取組を通じて、生徒の自己肯定感と自己有用性を高め、非認知能力(やり抜く力、勤勉性等)を活性化し、認知能力(学力、資格取得等)の向上を目指している。

また、企業および近隣の大学と連携し、生徒の非認知能力と認知能力の変化をデータ化し、専門高校に特化した大学等受験用教材の開発など、進学希望者にとって最適な学びを提供できるよう協議を行っている。

